

感染症発生時における業務継続計画

法人名 公益社団法人鳥取県看護協会
ナーシングデイこすもす

I 総論

1 目的

本計画は、感染症の感染者（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当事業所の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

①利用者の安全確保

利用者は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。

②サービスの継続

利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。

③職員の安全確保

職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は管理者とする。

II 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 推進体制の構成メンバー

担当部門	業務内容	担当者
総括責任者	<ul style="list-style-type: none">対策本部組織の統括緊急対応に対する意思決定保健所への連絡	管理者
総括責任者補助	<ul style="list-style-type: none">総括責任者のサポート各係への指示職員の選定	当日のリーダー
関係メンバー	<ul style="list-style-type: none">管理者、係長の補助	感染委員会 災害マニュアル委員会

2 感染防止に向けた取り組み

① 情報収集と社内への情報提供

日本政府及び関係省庁、鳥取県 WEB サイトにて最新の情報収集する
収集した情報は全従業員に情報提供を行う

② 新興感染症に関する社外への情報発信

自社の取り組み（予防対策、感染者対策、復旧対策）を情報発信する

③ 健康管理の徹底

健康観察を実施する。

手洗い及び手指の消毒を徹底する

新型コロナウイルス感染が疑わしいときは抗原検査キットで判定してから出勤する

④ 施設への立入制限

来訪者の入退管理を行う。マスク装着、手指消毒の依頼

来訪者の立入可能エリアを限定する

⑤ 対人距離の確保

時差利用や人数制限を行い、対人距離を確保する

対人距離を2m以上（最低1m）確保する

職員の食事の際は対面にならないように、静かに食事をし、マスクなしでの会話をしない

⑥ 社内設備の消毒

頻繁に接触する場所を重点的に消毒する 11時、14時の拭き掃除

消毒作業に際しては保護具を着用する（マスク・ゴム手袋等）

⑦ 出張や外出の制限

事業継続上、最低限の場合を除き、新型コロナウイルス感染症が流行している国や地域への出張は注意してもらい、感染状況によっては制限、禁止する。

⑧ 業務の縮小又は拡大等

重要業務の需要増減を見据えた業務の縮小・撤退・拡大を検討する

⑨ 事業継続に必要な物資・サービスの確保

事業継続に必要な物資・サービスを洗い出し、それらを調達する予算を算出して確保する
主な関係先において感染者が発生した場合に備え、代替手段の確保等を行う

3 備蓄品の確保

下記の表の備蓄品を常時確保しておく

品目	備蓄量	保管場所	備考
マスク（不織布マスク）	500（50枚×10箱）		
プラスチック手袋	5000（100枚×50箱）		
フェイスシールド	50		
使い捨て袖付きエプロン	5000		
キャップ	50		
ペーパータオル	50		
消毒用アルコール	10		

4 研修・訓練の実施

年に1回、職員向けに感染症に対する研修を行う。

5 BCPの見直し

毎年9月に自然災害BCPと併せて見直しを行う。

Ⅲ 感染症発生時の対応

1 感染発生時の対応

感染発生時対応フローチャート

2 職員の確保

必要時管理者により看護協会職員の応援を依頼

Ⅳ 業務継続計画策定日

策定 令和5年9月1日

改訂 令和6年3月31日